

公用自動車賃貸借（リース）契約書（案）

秋田県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、公用自動車の賃貸借（リース）に関して、次のとおり契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 この契約は、当該契約対象物件を乙が別添仕様書に基づき、甲の使用に供することを目的とする。

（契約対象物件）

第2条 契約対象物件（以下「公用車」という。）は、次のとおりとする。なお、詳細は別添仕様書のとおり。

車 種	
型 式	
排気量	
台 数	1 台

（納入場所）

第3条 公用車の納入場所は、次のとおりとする。

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁内

（契約期間）

第4条 賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの60か月とする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について、減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

（賃貸借料）

第5条 この契約に係る賃貸借料は、月額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。（1台当たり月額 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とする。）

（賃貸借料の支払い）

第6条 乙は、毎月の賃貸借料を甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請求するものとする。

- 2 甲は、乙から前項による適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に賃貸借料を支払うものとする。
- 3 賃貸借期間の始期及び終期が月の途中に係るときは、日割り計算を行わず賃借料月額を支払うものとする。この場合、開始月の支払を行わず最終月に賃借料月額を支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 秋田県財務規則の規定による。

(延滞利息)

- 第8条 甲は、乙が本契約に基づく責務の履行を怠ったときは、第5条に定める金額に60を乗じて得た額（以下、「リース料総額」という。）に対し、遅延日数につき、年3.0%の割合で計算した額（計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を請求することができる。
- 2 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第6条第2項に規定する期間内に賃貸借料が支払われないときは、未受領額に対し、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額（計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはその総額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として請求することができる。

(公用車の引渡し)

- 第9条 乙は、第4条に規定する賃貸借期間開始の日までに、公用車を正常な状態で使用できるよう調整を実施し、甲に引き渡すものとする。
- 2 甲は、搬入された公用車について直ちに検査を行い、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）が無いことを確認のうえ、引渡しを完了するものとする。
 - 3 公用車に契約不適合が認められた場合は、甲は直ちにこれを乙に通知するものとする。なお、甲がこれを実施しなかった場合は、公用車は完全な状態で引き渡されたものとする。
 - 4 乙は、前項の通知を受けたときは、直ちに公用車の修補、代替物若しくは不足分の引渡しによる履行の追完を行い、再度甲の確認を受け、又は履行の追完に代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、甲の指示により生じたものであるときは、この限りでない。
 - 5 乙が前項に規定する履行の追完に応じないときは、甲は、相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約不適合の程度に応じて賃貸借料の減額を請求することができる。
 - 6 前2項の規定は、引き渡しを受けた日から1年以内でなければ請求できない。た

だし、契約不適合が乙の故意または重過失による場合は、この限りでない。

(賃貸借条件等)

第 10 条 賃貸借料に含まれる費用は、別添仕様書のとおりとする。

(権利義務等の譲渡の禁止)

第 11 条 甲は、公用車を第三者に譲渡したり、担保に入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

2 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(通知義務)

第 12 条 甲は、公用車に盗難、滅失及び毀損の事故が生じたときは、または発生する恐れがある時は、遅滞なく乙に通知するものとする。

(公用車の滅失及び毀損)

第 13 条 甲の重大な過失によって、公用車が滅失又は毀損して修理不能となったときは、甲は直ちに書面をもって乙に通知し、残存価格に応じた賠償金を乙に支払うものとする。

(契約の解除)

第 14 条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

一 乙がこの契約の条項に違反したとき。

二 乙が納入期限内に契約を履行しないとき又は履行する見込みがないと認められるとき。

三 乙から契約解除の申出があったとき。

四 乙（乙が法人の場合にあっては、登記簿謄本等に記載されているすべての者）が、この契約の履行期間中に暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当すると認められたとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11

年法律第 225 号) の規定により選任された再生債務者等

- 3 乙は、第 1 項の規定により契約が解除されたときは、リース料総額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合において、乙が既に履行した部分があるときは、乙は、リース料総額から既に履行した部分の金額を控除した金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 4 前項の場合において、第 7 条の規定により契約保証金が納付されている場合は、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

(談合の場合の契約解除)

第 15 条 甲は、この契約に関して、次の各号の一に該当する場合には、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

- 一 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（同法第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 二 乙が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 三 乙が、前 2 号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- 四 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

(甲の帰責事由による契約解除)

- 第 16 条 甲は、第 14 条第 1 項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(賠償金)

第 17 条 乙は、この契約に関して、第 15 条各号の一に該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金としてリース料総額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定に該当することにより生じた甲の実際の損害額が前項の賠償金の額を超える場合は、甲はその超える部分について乙に対して賠償を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、この契約を履行した後においても適用するものとする。

(公用車の返還)

第 18 条 第 4 条第 1 項及び前条の規定によりこの契約が終了したときは、甲は、公用車を乙に返還するものとする。

(信義、誠実の義務及び協議)

第 19 条 甲及び乙は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(紛争の処理)

第 20 条 前条の協議によってもなおこの契約の履行につき紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を処理することができる。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田市山王四丁目 1 番 1 号
秋田県知事

乙